

府 孤 推 第 32 号  
社援地発 0624 第 5 号  
令和 6 年 6 月 24 日

各 都 道 府 縿  
各 市 区 町 村

孤独・孤立対策担当部局長 殿  
民生主管部局長 殿

内閣府孤独・孤立対策推進室参事官  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
( 公 印 省 略 )

### 孤独・孤立対策と重層的支援体制整備事業との連携について

令和 6 年 4 月 1 日から、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策を推進するため、孤独・孤立対策推進法（令和 5 年法律第 45 号。以下「法」という。）が施行された。

孤独・孤立対策の推進は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する重層的支援体制整備事業と深く関連するものであり、孤独・孤立対策と重層的支援体制整備事業との連携を進めるための具体的な方策等について下記のとおり通知するので、貴職におかれでは、十分に御了知の上、積極的に連携を進めるとともに、関係機関等に周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添える。

#### 記

##### 1 孤独・孤立対策と重層的支援体制整備事業の連携の必要性

孤独・孤立対策は、法第 2 条において示されている基本理念のとおり、

- ① 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- ② 当事者や家族等の立場に立った施策の推進
- ③ 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

を進めるものである。孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものであるが、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様であるため、孤独・孤立の問題には、当事者や家族等の状況に応じた多様なアプローチや手法により対応することが求められる。

一方、重層的支援体制整備事業は、地域共生社会（高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。以下同じ。）の実現に向けて、

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することで、個別支援と地域支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものである。

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要であるため、関係部局の連携を強化する観点から、市町村は、関係部局や支援関係機関等の関係者によって構成する支援会議（以下、「支援会議」という。）を組織することができるほか、重層的支援体制整備事業の提供体制を記載する重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めるものとされている。

このように、重層的支援体制整備事業の推進が目指す地域共生社会の実現は、孤独・孤立対策と目指す方向性と同じくするものであり、さらに、重層的支援体制整備事業を活用した自治体における包括的支援体制の構築に向けた取組は、孤独・孤立の問題や、そこから生じ得る更なる問題に至ることを防ぐ「予防」の観点からの取組の推進にも資するものと考えられる。

## 2 連携に当たっての基本的な考え方

孤独・孤立の状態は、複合的な要因を背景としていることが多く、心身の健康面や経済状態にも影響を与え得る。孤独・孤立の状態を予防し、又は早期に対処するためには、孤独・孤立の当事者や家族等（以下「当事者等」という。）が支援を求める声をあげやすく、周りの方が当事者への気付きや対処ができるための環境整備、日常の様々な分野において緩やかな「つながり」を築けるような多様な「居場所」づくりや、官・民・NPO等の多様な主体の参画の下での連携・協働が求められている。

重層的支援体制整備事業においても、分野を超えた部局横断的で多様な支援関係機関が想定されており、孤独・孤立対策と自治体内での担当部局が同じ又は近接している場合が多いと考えられるほか、支援に当たる関係機関等が重複することなども想定される。

このため、孤独・孤立の問題を抱える者及びその世帯を早期に発見し、支援につなげるに当たっては、孤独・孤立対策担当部局及び重層的支援体制整備事業に関する事業者等（多機関協働事業者のか、包括的相談支援事業者、地域づくり事業者、参加支援事業者、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者を含む。以下「多機関協働事業者等」という。）が日頃から関係を持ち、情報共有を行い、それぞれのネットワークを活用したり、相互に参画すること等に取り組むようお願いしたい。

## 3 具体的な連携のあり方

具体的な連携に当たっては、例えば以下の方策が考えられることから、各自治体の孤独・孤立対策担当部局及び民生主管部局におかれでは、これらも参考にしながら、両部局の連携推進に積極的に取り組んでいただきたい。

## (1) 日常的な連携方法

各地方自治体においては、住民向けの啓発活動、相談支援、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策等を通じて、孤独・孤立対策を実施することが期待され、こうした取組においても、重層的支援体制整備事業の各種施策との連携を工夫されたい。このため、日頃から孤独・孤立対策担当部局と民生主管部局・多機関協働事業者等が双方の制度を理解するための研修の実施や情報共有の機会の確保、連絡調整担当の設定等、円滑に連携できるような体制の構築をお願いする。また、市町村が単独で孤独・孤立対策を実施せず都道府県の取組に参画している場合においては、当該市町村が属する都道府県の孤独・孤立対策担当部局と、当該市町村の多機関協働事業者等とが連携を図ることも重要である。

国においても、各種研修や説明会の実施、各地域における取組事例の発信などを通じて、地方自治体における孤独・孤立対策及び重層的支援体制整備事業の連携の発展に取り組んでいくこととしているため、これらも積極的に活用されたい。

## (2) 会議体を通じた連携方法

### ① 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの多機関協働事業者等の参画

孤独・孤立の問題に対しては行政単独や支援機関単独では対応が困難な実態があることを踏まえ、分野を超えた様々な関係者が相互に連携・協働し、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進を図る官民連携体制を構築することが必要である。そこで、地域における官民連携の強化のため、法第11条に基づき、各都道府県・市区町村の孤独・孤立対策担当部局において、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築に向けた検討を進めていただいている。

この地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームによる主な取組としては、例えば、

- ・ 地域における孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定
- ・ 地域における孤独・孤立対策に関する活動についての関係者間の情報共有、相互啓発活動、社会資源開発
- ・ 孤独・孤立対策についての住民への情報発信、普及啓発活動
- ・ 孤独・孤立対策の人材確保や育成のための研修

などが挙げられる。孤独・孤立対策の推進のためには多様な主体の連携が不可欠であることから、孤独・孤立対策部局においては、必要に応じて民生主管部局や多機関協働事業者等に対して同プラットフォームへの参画を依頼するとともに、民生主管部局や多機関協働事業者等においては、参画依頼があった場合には、積極的に参画いただくようお願いする。

### ② 孤独・孤立対策地域協議会への民生主管部局や多機関協働事業者等の参画

法第15条第1項に基づく孤独・孤立対策地域協議会は、各地域において、個々の当事者等への具体的な支援内容について、同協議会を構成する関係機関等（以下「構成

機関等」という。) の間で協議する場である。当事者等への円滑な支援を行うためには、支援に携わる関係者が共通の情報及び認識を持つことが重要であることから、当該者への支援を充実するためにも、孤独・孤立対策地域協議会に民生主管部局や多機関協働事業者等が参画することが期待される。

#### ③ 支援会議や重層的支援会議への孤独・孤立対策担当部局等の参画

社会福祉法第106条の6の規定に基づく支援会議や、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）は、関係機関間の、支援が必要な者に関する情報共有や、地域課題の解決に向けた体制の整備を目的として設置されるものである。会議の対象者の中には孤独・孤立状態にある者も含まれていると考えられることから、当該者への支援を充実させるためにも、支援会議や重層支援会議に孤独・孤立対策担当部局等の孤独・孤立対策の関係者が参画することが考えられる。

#### ④ 両会議体の効果的・効率的な運営

孤独・孤立対策地域協議会と支援会議とは、情報共有の対象となる当事者や構成員等が重複することも考えられる。また、会議体の事務に従事する者に対して秘密保持義務を課している点でも、両会議体は運営方法が類似している。（法第18条、社会福祉法第106条の6第5項）

そこで、事務局や構成員の負担の軽減等の観点から、一方の会議体にもう一方の会議体の機能を追加することや、同日に時間を切り分けて開催したり、両者を一体的に開催したりする等の方法も考えられることから、両会議体の連携について積極的に検討されたい。

### （3）都道府県による市区町村への支援

都道府県においては、孤独・孤立対策と重層的支援体制整備事業との連携事例等について、各都道府県域内での共有に努めていただきたい。

## 4 留意事項

支援対象者を他の関係機関につなぐ場合や、他の関係機関とともに支援する場合など、本人の状況や希望、それらを踏まえて必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たっては、原則として本人の同意を得る必要がある。個人情報の取扱いに際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に則った対応が必要であることに留意すること。

（参考）個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240401\\_koutekibumon\\_guidelines.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240401_koutekibumon_guidelines.pdf)

- (別添1) 孤独・孤立対策推進法の概要
- (別添2) 孤独・孤立対策推進法の施行通知
- (別添3) 孤独・孤立対策地域協議会ガイドライン
- (別添4) 重層的支援体制整備事業の概要

## 趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、  
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

## 概要

### 1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

### 2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

### 3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

### 4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

## 施行期日

令和6年4月1日

府孤準第8号  
令和6年2月2日

各都道府県  
各政令指定都市  
各市区町村

孤独・孤立対策担当部局長 殿

内閣府  
孤独・孤立対策推進法施行準備室長  
(公印省略)

### 孤独・孤立対策推進法の施行について（通知）

平素より、孤独・孤立対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号。以下「法」という。）は、「孤独・孤立対策推進法の公布について（通知）」（令和5年6月7日閣副第428号）においてお示ししたとおり、令和6年4月1日から施行されます。

施行に向けて、法の各条の趣旨及び法に基づき各地方公共団体において特に取り組んでいただきたい官民連携の取組の推進（地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム）の概要等については以下のとおりですので、これらを十分ご理解いただき、関係者に対する周知につきご協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

#### 記

##### 第1 法の趣旨について

###### 1 法に基づく孤独・孤立対策の趣旨

孤独・孤立の問題は、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により一層深刻な社会問題となっていることに加え、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加等によりさらなる深刻化が懸念される。

政府においては、令和3年2月に内閣官房孤独・孤立対策担当室を設置して以降、孤独・孤立対策の重点計画の策定及び改定、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査、国における官民連携体制の構築、地方における官民連携体制のモデル構築、一元的な相談支援体制の試行など、孤独・孤立対策を進める上で基礎となる政策基盤や体制の整備を行ってきた。今後は、孤独・孤立対策を現在のモデル開発や試行の段階から本格実施の段階へと進めていくため、国及び地方における安定的・継続的な推進体制を整備することが必要であり、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的として、孤独・孤立対策推進法案を提出し、国会審議の上、法が成立したところである。

孤独・孤立対策は、法第2条においても趣旨が示されているとおり、(1)孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2)当事者や家族等の立場に立った施策の推進、(3)人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進を基本理念として進めるものである。孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものであり、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様であるため、孤独・孤立の問題には、当事者や家族等の状況に応じた多様なアプローチや手法により対応することが求められる。

福祉制度などの既存の各種支援施策は、具体的に起こる問題に対応する、いわゆる「課題解決型の支援」に重点が置かれているものである一方、孤独・孤立対策は、こうした対応のみならず、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得るさらなる問題に至らないようとする「予防」の観点からの取組が重要である。このため、孤独・孤立の当事者や家族等が支援を求める声をあげやすく、周りの方が当事者への気付きや対処をできるための環境整備、日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりなどに取り組むものである。

## 2 各条の趣旨

### (1) 目的（法第1条関係）

本条は、法の目的を定めたものであるが、ここでは「孤独及び孤立の状態」は定義されているものの、「孤独」及び「孤立」については、明確な定義を設けていない。これは、孤独・孤立に関して当事者等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方や捉え方も多様な中で、孤独や孤立を一律に定義すると、施策の対象からこぼれ落ちてしまう方が出てくるおそれがあることから、現在の孤独・孤立対策の重点計画（令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定）においても孤独・孤立の定義を設けていないのと同様であ

る。これまでも、政府の孤独・孤立対策においては、孤独・孤立を一律の定義の下で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、当事者や家族等の状況等に応じて多様なアプローチや手法により対応することとしている。

なお、一般に、「孤独」は主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある。他方、「孤立」は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指すものである。

本法では、「孤独及び孤立の状態」を「日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態」と定義した上で、「孤独・孤立の状態にある者への支援」にとどまらず、「孤独・孤立の状態となることの予防」も含めて「孤独・孤立対策」と位置付けており、およそあらゆる人を対象に必要な対策を講じるものである。

## (2) 基本理念（法第2条関係）

基本理念においては、孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであること等に鑑み、孤独・孤立の状態となることの「予防」の観点からの施策も含め、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図っていくことが重要である旨を定めている（法第2条第1号）。

これは、

- ・孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面において誰にでも生じ得るものであり、支援を求める声を上げることや人に頼ることは自分自身を守るために必要であって批判されるべきものではない
- ・孤独・孤立は、当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である
- ・孤独・孤立について、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、その感じ方・捉え方も人によって様々ある。このような孤独・孤立の問題には、当事者や家族等の状況に応じた多様なアプローチや手法により対応することが求められるため、孤独・孤立対策を推進するに当たっては、既存のあらゆる施策に孤独・孤立対策の視点を組み入れていくことが重要である

といった考えに基づくものである。

また、孤独・孤立の状態となる要因及び孤独・孤立の状態が多様であることに鑑み、当事者等の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われることを旨とすることも基本理念として規定されている（法第2条第2号）。本法における「当事者等」は、「孤独・孤立の状態にある者及びその家族等」と定義されている。当事者本人と家族以外では、例えば知人や友人、身近な人などを想定しており、具体的には、極めて近い関係で当事者や家族に寄り添っているような第三者も含まれると考えられる。

さらに、当事者等への支援に当たっては、当事者や家族等が、相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながっているという形で人ととの「つながり」を実感できることが重要と考えているため、基本理念においては、当事者等に対する支援に当たっては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標とすることを定めている（法第2条第3号）。ここで特に重きを置いているのは、「当事者等に対する支援に当たっては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却する」ことであり、ここでの支援の対象は、日常生活又は社会生活を営むことができない方に限定するものではなく、現に日常生活又は社会生活を営めてはいるものの、孤独に苛まれ、心に痛みを抱えているような方も含まれるものである。また、「当事者等の意向に沿って」とは、孤独・孤立対策においては、孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等が阻害を感じてしまうような関係や支援の場に形式的につなぐことでは十分ではなく、当事者や家族等が、相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながっているという形で人と人の「つながり」を実感できることが重要だという考え方を踏まえたものである。

### （3）国・地方公共団体の責務（法第3条・第4条関係）

法第3条に基づき、国については、孤独・孤立対策に関する施策の策定・実施の責務を有するものとされている。

法第4条に基づき、地方公共団体については、その区域内における施策の策定・実施の責務を有するものとされている。この規定により、地方の役割が明確になり、地方における取組が広がることを期待している。

なお、本法は孤独・孤立対策に係る基本的な事項について定めるものであることから、例えば法第9条から法第12条まで及び法第15条において「地方公共団体」と規定し、都道府県と市町村それぞれの役割を踏まえて書き分けることはしていない。

一方、地方公共団体が効果的・効率的に施策を推進するため、地域の実情に

合わせ、例えば、広域的な地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置や広域調整は都道府県が行い、孤独・孤立対策地域協議会の設置や当事者等へのきめ細かな支援は基礎自治体で行うといった役割分担を行うことなども考えられるが、これにとらわれることなく、各自治体の実情に応じて対応することが重要である。

また、法の施行に当たり、地方公共団体から、施策の進め方について国に対して相談があれば真摯に対応していく。

#### (4) 国民の努力（法第5条関係）

孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面において誰にでも生じ得るものであるが、実際には、孤独・孤立に至っていても「他人や制度に頼りたくない、迷惑をかけたくない」あるいは「他人に知られたくない」等の「ためらい」や「恥じらい」の感情により支援を受けていない方も存在すると考えられる。さらには、孤独・孤立に至っている当事者の家族等が困難を抱えている場合もあると認識している。このため、孤独・孤立対策では、当事者等が支援を求める声をあげやすい、また、周りが気付きや対処ができる（声を聞ける・拾える、声をかけやすい）環境を整えることが重要である。

このため、本条では、国民の努力として、当事者等に対する関心・理解を深めることや、国及び地方公共団体が実施する孤独・孤立対策に協力するよう努めることについて定めている。ここでの「国及び地方公共団体が実施する孤独・孤立対策に協力する」とは、例えば、孤独・孤立対策ウェブサイト等の閲覧を通じて孤独・孤立の問題に理解を深めること、国や地方公共団体が実施する、孤独・孤立の問題についての普及啓発活動を目的としたイベントに参加いただくこと、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画すること等を想定している。

なお、「国民」には、社会の構成員として、自然人のほか法人一般（事業主）も含まれると解されている。このため、例えば、従業員が孤独・孤立の状態になることを予防する観点から事業主が職場環境を改善するための取組を行うこともこれに該当すると考えられる。

#### (5) 関係者の連携及び協力（法第6条関係）

本条は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本的理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努める旨を定めたものである。本条における「当事者等への支援を行う者」については、当事者等への支援を行うNPOや社会福祉協議会、社会福祉法人を想定している。また、「その他の関係者」とは、国、地方公共団体、当事者等へ

の支援を行う者、地域住民以外で当事者等に関わることが想定される関係者として、民間事業者（例えば、宅配会社など当事者等への見守り等の支援に資するような事業活動をしている民間事業者）が考えられる。

#### (6) 法制上の措置等（法第7条関係）

本条は、政府が孤独・孤立対策に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置を講じることを義務付ける規定である。具体的にいかなる措置を講じるかは個々に必要性を検討することになる。

#### (7) 孤独・孤立対策の重点計画（法第8条関係）

法に基づき策定される重点計画は、法が規定する内容（孤独・孤立対策の basic 理念、国等の責務、基本的施策、国及び地方公共団体における推進体制）を踏襲して策定されることになる。その結果として、現行の重点計画と同様の内容になる事項もありうる。法に基づく重点計画は、法の施行後速やかに、本部を開催して決定することを想定している。

なお、地方自治体における計画の策定に関しては、地方自治体への過度な負担となるおそれがあることなどから、求めることとしていない。

#### (8) 国民の理解の増進等（法第9条関係）

本条は、国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう必要な啓発活動を積極的に行うよう努めることを定めたものである。

政府においては、これまで、関係省庁やNPO、民間企業の協力のもと、孤独について語り合うオンライン番組の作成など孤独・孤立対策に関する広報キャンペーンの実施や、大臣メッセージの発出、孤独・孤立対策ウェブサイト等を通じた啓発活動などに取り組んできた。今後も引き続き、孤独・孤立に対する国民一人ひとりの理解・意識や機運を高めるための普及啓発活動により、孤独・孤立の当事者や家族等が支援を求める声をあげやすく、周りの方が当事者への気付きや対処をできるようにするための環境整備に取り組んでいく。

本条では、地方自治体についても国民の理解の増進等に関する責務を規定しており、今後は、地方自治体における住民向けの啓発活動も展開されることを期待する。

#### (9) 相談支援（法第10条関係）

本条は、国及び地方公共団体が、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、

地域住民そのほかの関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努める旨を定めたものである。

孤独・孤立に関する個人の悩みは複雑化・多様化しており、相談窓口は分野やエリアに応じた様々なものが存在しているが、各主体のみでは複雑・多様な課題への対処に限界がある。また、相談支援を求める当事者等の立場からは、様々な相談窓口があるが故に適切な相談窓口を探すことができず、結果、相談を諦めてしまうケースも考えられる。

このような状況を開拓していくためには、相談窓口体制や相談と支援をつなぐ体制の整備を推進するとともに、関係団体相互の連携を強化し、もって悩んでいる方々に各種支援策が着実に行き届くようにする必要があることにも留意が必要である。

政府としては、令和4年度より、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム関係団体の協力を得て、統一的に24時間相談を受け付ける窓口体制である「孤独・孤立相談ダイヤル」の試行を重ねてきており、今後、試行の結果を踏まえ、本格実施に向けた環境を整えていく。

#### (10) 協議の促進等（法第11条関係）

本条は、国及び地方公共団体における、官民連携の取組の推進について規定するものである。

孤独・孤立の問題に対しては行政単独やNPO等の支援機関単独では対応が困難な実態があることを踏まえ、国においては、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設立し、官民連携の取組を進めてきている。また、地方においても様々な関係者が相互に連携し、協働して、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進を図る官民連携体制を構築すべく、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進を行う必要がある。詳細は、「第2 法第11条に規定する協議の促進等に係る施策」を確認されたい。

#### (11) 人材の確保等（法第12条関係）

本条は、国及び地方公共団体が当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めることを規定したものである。

当事者等への支援を行う人材としては、

- ・福祉や医療など、孤独・孤立の当事者等に関わり得る既存の様々な支援に当たる専門職の方のほか、
- ・家族や友人など当事者の周りや身近にいる人

についても想定している。

また、人材の養成、資質の向上に向けた取組について、具体的には、

- ・当事者等の支援に当たる者が孤独・孤立に関する理解や知識を習得できるような工夫を行うことや、
- ・家族や友人など当事者の周りや身近にいる人が理解を深めて当事者の状況に気づき、手助けできるようにするなど「声を上げやすい・声をかけやすい環境整備」に向けた取組（「つながりサポーター」の育成等）

などを想定している。

(12) 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援（法第13条関係）

本条は、国は、孤独・孤立対策に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び当事者等への支援を行う者が行う孤独・孤立対策に係る活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めることを定めたものである。

具体的な支援内容は、内閣官房が現在行っている地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに係る調査研究事業の実施状況や、NPO等の取組モデルや支援モデルに係る調査の実施状況を踏まえ、効果的な支援のあり方について検討し、法第8条に基づく重点計画に記載することとしている。

また、孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立の当事者等への支援を行うNPO等は重要な不可欠な存在であり、今後、こうした団体の持続的・安定的な活動に向けた支援を実施していくことが必要と考えているため、本条は、NPO等への非資金的支援や財政的な支援も念頭に置いて定めている。

なお、地方公共団体それぞれの判断により複数年度の委託契約締結が可能のことについては、実際の取組事例と併せて地方公共団体あてに通知しているため、参考されたい（「地方公共団体における孤独・孤立対策に取り組むNPO等との複数年契約に係る事例等について（通知）」（令和4年6月27日閣副会第836号））。

(13) 調査研究の推進（法第14条関係）

本条は、国が孤独・孤立の状態にある者の実態に関する調査研究等を推進するよう努めることを規定したものである。

内閣官房では、孤独・孤立の実態を把握するため、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（人々のつながりに関する基礎調査）を令和3年以降継続的に実施し、その調査結果を、内閣官房ウェブサイト及び政府統計のポータルサイト（e-Stat）において、公表している。

(14) 孤独・孤立対策地域協議会（法第15条～第19条及び第28条関係）

地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、各地域において、個々の当事者等への支援の内容について協議する、孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めるものとされており、当該協議会の事務等についても本法で規定している。

孤独・孤立対策地域協議会に関する詳細は、別途発出される「孤独・孤立対策推進法第15条第1項に規定する孤独・孤立対策地域協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を参照されたい。

(15) 孤独・孤立対策推進本部（法第20条～第27条関係）

内閣府に、内閣総理大臣を本部長とし、各省の大蔵を本部員とする孤独・孤立対策推進本部を設置する旨を本法で規定している。孤独・孤立対策推進本部では、重点計画を作成し、その実施を推進するほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議することとしている。

## 第2 法第11条に規定する協議の促進等に係る施策

### 1 全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

原因や背景事情が多岐にわたる孤独・孤立の問題を抱える方への支援が的確かつ着実に届くようにするために、官・民・NPO等の多様な主体の参画の下での連携・協働をさらに推進する必要がある。また、官・民それぞれの取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図るとともに、民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画することが求められている。

このため、令和4年2月に、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤として、官民連携プラットフォーム（以下「全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」という。）を設立した。全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの活動として、①複合的・広域的な連携強化活動として、孤独・孤立に係る課題等に応じた対応策を議論する分科会や、現場課題ワークショップの開催、自治体実務相談の実施、②孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動として、シンポジウムの開催、③情報共有、相互啓発活動として、メールマガジンの発信、事務局訪問記の発信、孤独・孤立対策に資する調査などを実施してきた。

また、孤独・孤立対策の重点計画において、孤独・孤立の問題に対してNPO等の支援機関単独では対応が困難な実態があることを踏まえ、民・民及び官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤となる全国的なプラットフォームの活動を促進することにより、人と人と

の「つながり」を実感できる地域づくりや社会全体の機運の醸成を図りつつ、官・民一体で孤独・孤立対策の取組を推進することとされている。

今般施行する法第 11 条において、国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとすることとされている。引き続き、国においても、一層の孤独・孤立対策のため、全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおける対話を通じて施策をより良いものにしていく努力を継続していく。

## 2 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

### (1) 概要

#### ①設置の趣旨

孤独・孤立対策の重点計画においては、地方における連携の基盤となるプラットフォームの形成に向けた環境整備に取り組むこととされている。

これまで、国においてモデル事業として、実情の異なるいくつかの地域におけるプラットフォームの整備を後押しすることで、連携強化を迅速に実現していくと同時に、地域の実情に応じた効果的な連携の進め方のモデルを開発してきたところであり、令和 4 年度及び令和 5 年度には、計 40 の取組団体において試行をし、そこから得られたノウハウや留意点をまとめてきた。これらの事例は、内閣官房のウェブサイトに掲載するとともに、特に特色のある事例は、別添にまとめている。

今般、法第 11 条に基づき、全ての地方公共団体を対象として、協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとされていることから、各地方公共団体において、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築に向けて検討いただきたい。

#### ②特徴

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置主体は行政であるが、参画する関係機関等が実施してきた社会課題解決の経験から行政が学ぶこともあり、官民間わず共通した社会課題に取り組む立場として各団体間で自立的な協力関係を構築する状態を実現する必要があることから、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの最も重要な特徴は、参画する関係機関等が対等に相互につながる「水平的連携」を目指すものである。

加えて、第 1 の 1 で述べたように、孤独・孤立対策においては孤独・孤立の

「予防」の観点が重要であり、その取組としては、孤独・孤立の当事者や家族等が支援を求める声をあげやすく、周りの方が当事者への気付きや対処をできるための環境整備、日常の様々な分野において緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりが必要である。このような環境整備や居場所づくりにおいては、様々なライフステージや属性の者がいずれも取り残されることのないよう、その支援の主体は分野を超えた多様性が求められる。官・民の連携基盤の形成に当たっては、官・民それぞれの取組の裾野を広げるとともに、連携に参画する民の主体の多元化を図ることが重要である。

### ③目的・主な取組

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置の目的は、法第11条にもあるように、地方公共団体及び地域の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するためのものである。さらに具体的な目的については、各地方公共団体の位置付け（広域自治体／基礎自治体）や地域の実情等に応じて異なることから、これらを総合的に俯瞰しつつ設定するとともに、その目的に整合した取組を進めることが必要である。

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームによる主な取組としては、例えば、

- ・孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定、
  - ・関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動、
  - ・関係者で連携した当事者等への支援（具体的な支援内容に関する協議は、孤独・孤立対策地域協議会で実施）や社会資源の開発、
  - ・住民への情報発信、普及啓発活動、
  - ・人材確保・育成のための研修
- などが考えられる。

具体的な目的や取組を設定する際にも、地方公共団体のみで設定するのではなく、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの特徴である「水平的連携」を意識して、各団体からみた問題意識の共有や、ともに対応すべき課題の設定、その解決のために何ができるかといった視点を持ち、参画する関係機関等と議論しながら設定することが重要である。

### ④孤独・孤立対策地域協議会との関係

法第15条において、地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援に

関係する機関及び団体、支援に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとすることとされている。

この協議会は、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画する関係機関等のうち、具体的に支援に関わる関係機関等の間で構成されるものである。地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参加していない関係機関等の中から協議会の構成機関等を選定することも可能であるが、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの目的に鑑み、可能な限り、協議会の構成機関等となる者には、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参加してもらうよう働きかけることが望ましい。取組内容としては、個々の当事者等への具体的な支援内容の協議である。一方、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの取組内容は、個々の当事者等への支援策の協議ではなく、③で示したように広く地域の関係者が参画して、住民や関係団体への普及啓発や地域における各種の「居場所」づくりを実施するほか、関係者間のネットワークづくりなどを行うことであり、両者は取組内容も異なる。

協議会で議論した個別ケースを基に、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームで課題の共有や今後さらに必要なサービスについて議論されることも想定されるため、協議会の構成機関等は、構成機関等となっていない参画する関係機関等にも、協議会の活動内容について情報連携を行うよう心掛けられたい。その際、法第16条第3項に基づく必要な協力や法第18条に基づく秘密保持義務の規定は地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームには適用されないものであるため、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて個別ケースにおける個人情報を取り扱うことのないよう留意されたい。

## （2）設置主体

法第11条に規定する「地方公共団体」は、都道府県及び市区町村のいずれも含まれるものである。このため、まずは、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを都道府県レベルのみで設置すること、各市区町村のみで設置すること、広域の市区町村で連携して設置すること、都道府県レベル及び市町村レベルそれぞれで設置することのいずれとするかについて、各都道府県においては市区町村と検討されたい。市区町村レベルのみの設置とする都道府県においても、広域自治体として各市区町村における地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの開催を支援いただきたい。

地方公共団体内における主担当部局については、モデル事業を踏まえると、

- ・ 福祉政策との親和性を考慮して、これまでの重層的支援体制整備事業や生活困窮者自立支援制度などを担ってきた福祉部局が担当

- ・具体的な問題事象を幅広く取り扱ってきただけでなく、庁内他部署につなぐ経験が豊富な、福祉、子育て支援、人権関連の相談窓口機能等を担つてきた部署
  - ・全局的な連絡調整の経験が豊富な、庁内のとりまとめ部署
- が行うことが考えられるが、主担当部局の候補をこれらの部署に限る必要はなく、また、第2の2(4)で例示する既存の会議体との連携の在り方も含めて、各地方公共団体内で検討・調整されたい。
- なお、民間団体に事務局としての業務を委託することも可能である。

### (3) 参画する関係機関等

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画する関係機関等については、法第11条に規定するように、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者である。このように、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画する主体には、地方公共団体や支援者団体のみならず、多様な民間団体も含まれることが念頭に置かれている。地域の関係者としては、保健・医療・福祉等の専門機関及び専門職、社会福祉法人、社会福祉協議会、更生保護法人、学校及び教育関係者、NPO、住民組織、民生委員・児童委員、保護司、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人）、ボランティア等が考えられる。

民・NPO等の参画する関係機関等を検討するに当たっては、全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに加入している団体を参照するほか、第2の2(4)に例示する既存の会議体の構成団体等、中間支援団体、社会貢献活動に意欲のある地元企業や経済団体、消費生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働者協同組合、スポーツを通じた地域住民の交流や文化芸術活動等に取り組む市民活動団体等を巻き込むことも重要である。この際、孤独・孤立対策を目的とした団体のみならず、人と人とのつながりを生む取組によって孤独・孤立対策に資する取組を行う主体が対象になることや、民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画することを推進することにも留意されたい。さらに、参画する関係機関等の検討の際には第2の2(1)②にも記載したように、連携に参画する民の主体の多元化を図ることが重要であることに留意されたい。

また、地方公共団体内から参画する者については、部局横断的な連携体制を構築の上、幅広い部局からの参加を求めるとともに、都道府県レベルでの設置の場合には、当該都道府県下の市区町村にも参加を求めるなど、多元的な連携を確保することに留意されたい。

#### (4) 他の会議体の活用

他法に基づき地方公共団体に設置された会議体において、各政策に関する地域課題の共有、関係者間のネットワークづくり等を行っている場合が考えられる。例えば、

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく（自立支援）協議会
- ・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づく支援会議
- ・生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく支援会議
- ・子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）に基づく子ども・若者支援地域協議会
- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく要保護児童対策地域協議会
- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域ケア会議
- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）に基づく居住支援協議会

等の会議体がある。

さらに、法に基づくものではないものの、孤独・孤立対策とも関連する、特定のテーマに関する会議体として、

- ・地域自殺対策プラットフォーム、自殺対策に係る連絡調整会議
- ・ひきこもり支援プラットフォーム
- ・就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム
- ・第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定）に基づく協議会
- ・被災者支援・復興支援の対策会議

等が設置されている地方公共団体もある。

新たに会議体を立ち上げるほか、こうした既存の会議体に機能を追加することで地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを立ち上げる方法や、既存の会議体を地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに組み込んで、分科会という形で開催することも考えられる。

既存の会議体を活用せずに新たに設立する場合にも、既存の会議体において地域課題の共有等を行っている場合には、当該会議体と連携することや、合同開催することなども考えられるため、まずは既存の会議体の洗い出しや精査から行なうことが望ましい。

なお、他の会議体を活用する場合でも、孤独・孤立対策の「予防」の観点や、第 2 の 2 (1) ②で言及した地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

の特徴である、参画する民の主体の多元化や、参画する関係機関等が対等に相互につながる「水平的連携」が確実に担保されるよう留意されたい。また、既存の会議体を活用する際には、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画する関係機関等は多元的であることを捉えて、これまで既存の会議体への参画を求めていたにも関わらず参画を得られなかつた団体や呼びかけの対象となっていなかつた団体もこの機会に参画いただくよう促すことで、既存の会議体における主体の多様性が実現できる可能性があるほか、様々な会議体の関係者が共通のプラットフォームに加わることで互いの取組や課題等を広く共有することにより議論の効率化・質の向上等にもつながりうるという利点にも留意の上、地方公共団体内で検討されたい。

加えて、既存の会議体の中には、個別ケースにおける個人情報を取り扱うものもあるが、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームと合同開催等する際は個人情報を取り扱わない形で開催するよう留意されたい。

# 地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業 取組事例

## 設置上の工夫

### 設置・運営形態の工夫

- 広域の自治体で連携してPFを設置（連携中枢都市圏を形成する6町との連携）【鳥取県鳥取市】 **事例①**
- PF運営の民間団体への移行 【福岡県北九州市】

### 既存会議体の活用

- 既存の複数の会議体を整理・統合してPFを設置 【広島県三原市】 **事例②**
- 重層的支援のための会議体を基盤にしてPFを設置 【徳島県】【愛媛県】 **事例③**  
※その他、既存の地域づくりの連携会議（岡山県笠岡市）を基盤としてPFを設置する例、被災者支援・復興支援のための会議体（愛媛県宇和島市、熊本県熊本市）を基盤としてPFを設置する例など

### 構成員等の工夫

- 県内の全市町村が構成員として参加【岐阜県】 **事例④**
- 地方銀行、郵便局が構成員として参加【鳥取県鳥取市】 **事例①**  
※その他、地方銀行が参加（埼玉県、愛媛県）、農業協同組合が参加（三重県伊勢市）、商工会議所が参加（三重県伊勢市、鳥取県ほか）、宅建業協会が参加（徳島県）の例など
- 全国的な中間支援団体をPFのアドバイザーとし、連携してLINE相談を試行実施【山形県山形市】 **事例⑤**

### 特定のテーマから取組み、広げていく工夫

- ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者とその家族への支援（相談アプリとGIGAスクール端末の活用など）から入り広げていく例
- 自殺予防対策から入り広げていく例 【青森県】 **【大阪府枚方市】 事例⑥**

### PF構成員と連携した対策の推進

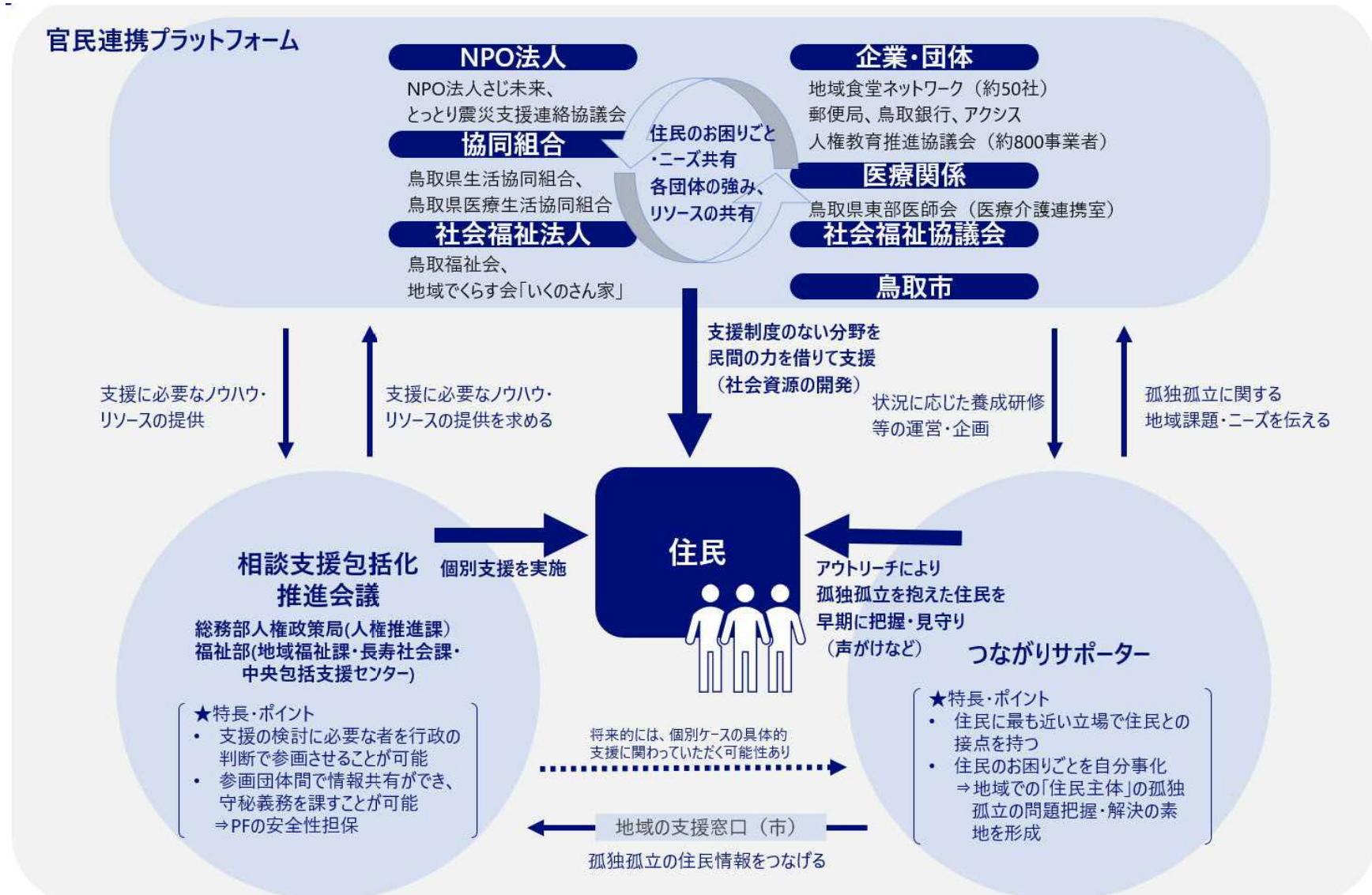
- 相談窓口を開設し、PF構成員の支援機関が連携して対応 【鳥取県】【愛媛県】 **事例③**
- 孤独・孤立問題を抱えた住民に早期に声がけできるよう「つながりサポーター」の養成研修を実施 【鳥取県鳥取市】 **事例①**
- アートを活用した居場所づくり【神奈川県座間市】

## 運用上の工夫

## 事例①

## 鳥取県鳥取市

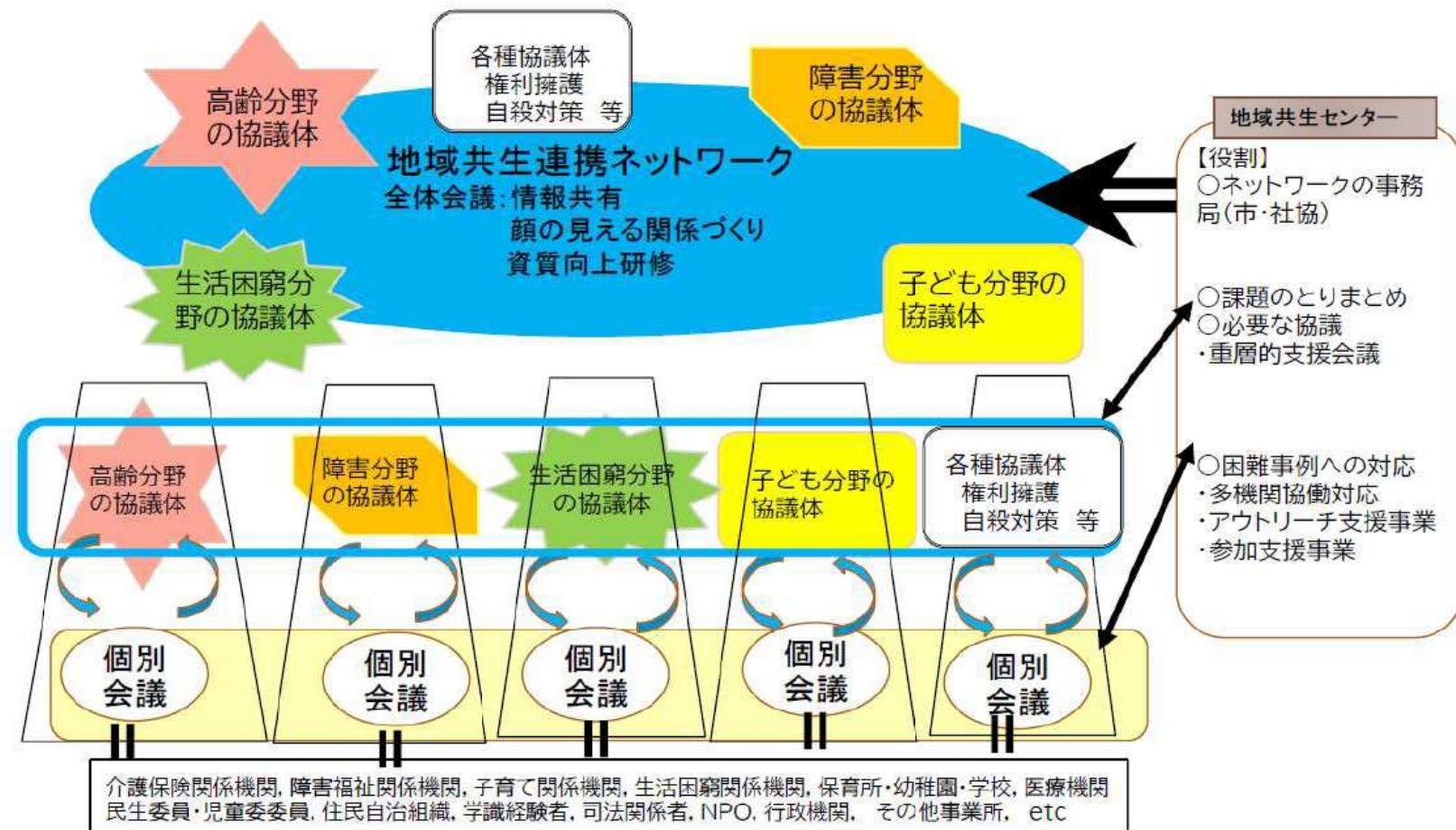
- PFには郵便局・銀行含む多様な構成員が参加。「つながりセンター」の養成研修、社会福祉法上の支援会議（相談支援包括化推進会議）へのノウハウ提供などを通じて、有機的に連携できる姿となっている
- 今後、連携中枢都市圏を形成する6町（鳥取県4町、兵庫県2町）と連携してPFを拡充設置する方向で取組中



- ・府内で既存の会議体についての調査を実施し、それぞれの会議体を実態を整理した上で会議体を整理・統合し、地域共生センターを事務局としたPFを設立。
- ・既存の各種協議体を、プラットフォームを構成する部会として配置し、複合課題によって対応が必要な事例をバックアップする体制を整理した。

## 地域共生連携ネットワーク(プラットフォーム)

【目的】社会的孤独・孤立対策を推進するためのネットワーク

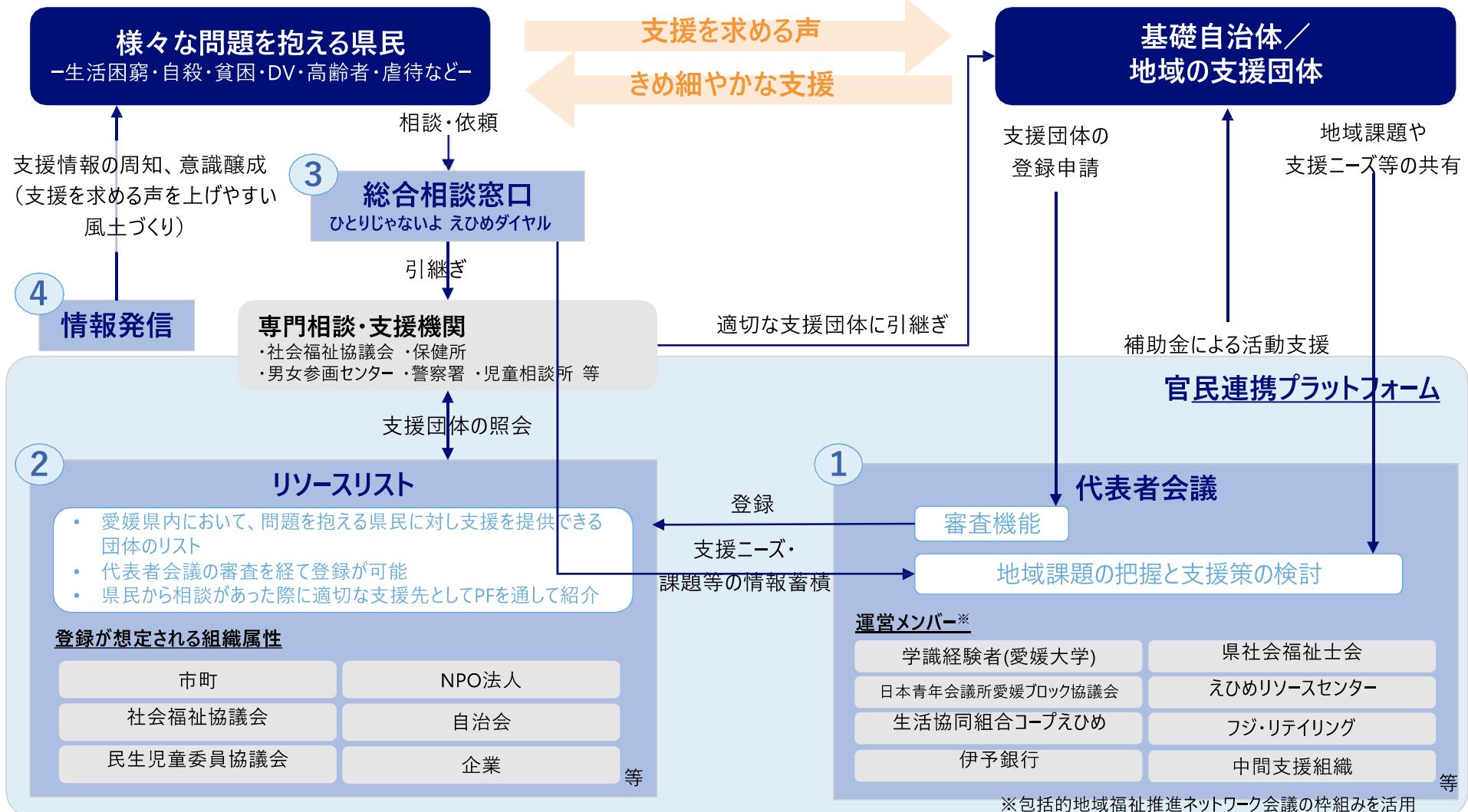


## 事例③

愛媛県

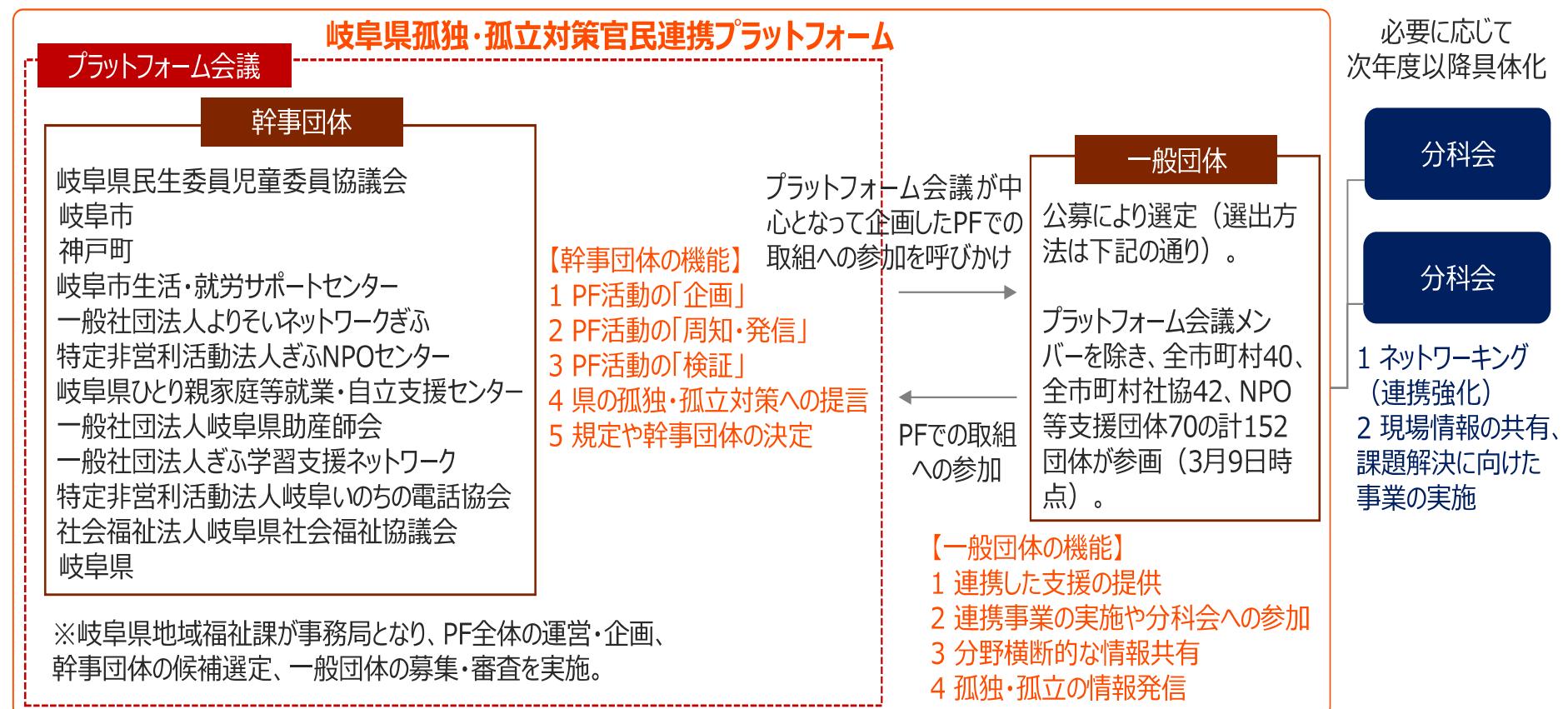
- 既存の豪雨災害被災者支援の会議・地域共生社会の実現に向けたネットワーク会議を基盤にPFを設置。銀行など企業も構成員として参画。
  - 総合相談窓口から、PFのリソースリストに登録されている支援団体までのつなぎの仕組みを構築。

※主な関係者（自治体、連携先支援団体、住民等）、連携における取組内容、連携による提供価値等を記載



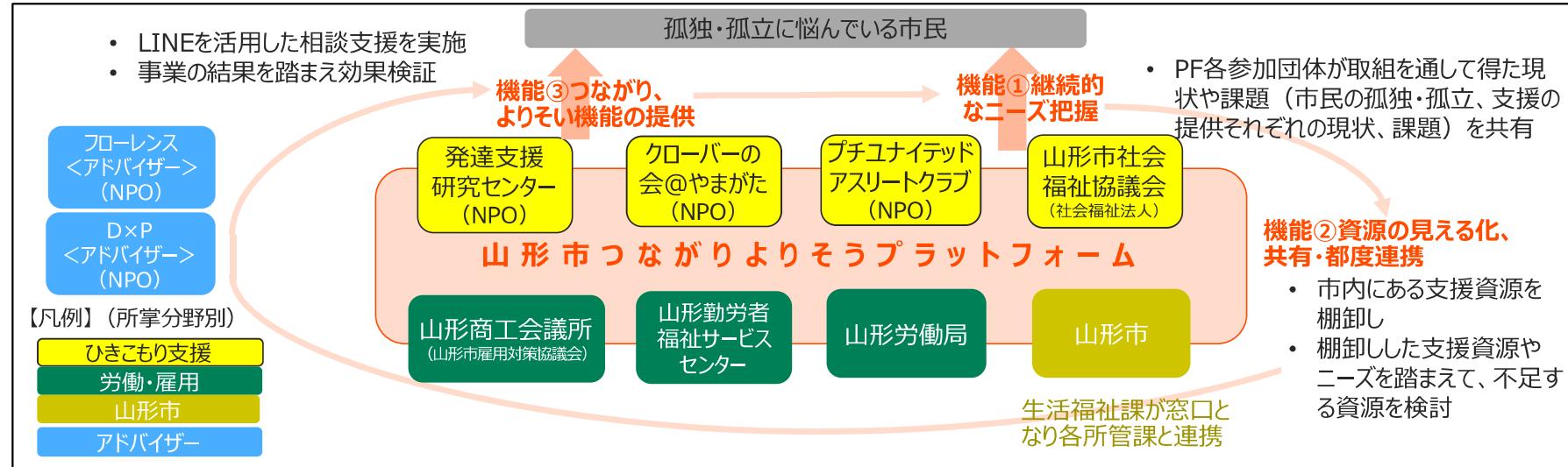
- ・PFに主体的に参画し、提言する「幹事団体」と、公募により選定される「一般団体」とでPFを構成。
- ・県内全市町村がPFに参画しており、定期的に意見交換会や国の動向等の共有を行い、協力的な関係を構築。
- ・特定の分野（複合的な分野を含む。）や特定エリアを対象としたテーマに機動的に取り組むことができるよう  
に、分科会を設置予定。

### 岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要



- 「山形市つながりよりそいプラットフォーム」を新設の組織体として設立。
- PFの第1弾事業である「つながりよりそいチャット」の運営にかかわった中間支援団体（運営を行った認定NPO法人フローレンスと、若者支援で豊富な実績を持ち「つながりよりそいチャット」の運営を側面支援する認定NPO法人D×P）にも声掛けし、アドバイザーとしてPFに参加。

### 山形市つながりよりそいプラットフォームの概要



つながりよりそいチャットの画面



認定NPO法人フローレンスによるプレスリリース

- 既存のPF（子供・若者支援地域協議会）を再編し、新たに「高等学校以降の子ども・若者の支援について語らう会」を設立。
- ひきこもり等の悩みに関し、従来から幅広い世代への支援を実施してきたところ、新たなPF設立により、特に手が届かない、将来的なひきこもりの予防にもつながる中高生への支援を検討し、PFを強化
- 教育機関と連携し、GIGAスクール端末で利用できるSNS相談アプリの運用を市内小中学校で開始。

### ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者（おおよそ15～39歳）とその家族など

#### ひきこもり・居場所のない中高生（～18歳）とその家族や教員など

相談

##### 既存の面談相談・電話相談

- 子どもの笑顔守るコール（中学生までの教育相談）
- ひきこもり等子ども・若者相談支援センター（15～39歳まで若者相談）など

- ✓ 子ども・若者本人が面談・電話相談に来るケースは少ない
- ✓ そこで、更なるアプローチの接点創出を企図

##### 【新規施策①】SNS相談アプリ

- 2022年夏に一部の小中学生を対象に実証実験を実施。
  - 2023年度より、GIGAスクール端末に搭載し、恒常的運用開始を計画。
- 【新規施策②】アウトリーチ的事業の拡充**
- 2023年2月よりヤングケアラー支援を目的に家事・育児訪問支援サービスを開始
  - 2023年度よりSSW増員

相談対応

訪問支援

相談窓口の周知

重層的支援会議との連携による漏れのない支援

#### 枚方市役所

【健康福祉部】	【その他】	【子ども未来部】
健康福祉政策課 保健所 保健医療課 母子保健課 健康福祉総合相談課 障害支援課 生活福祉課	商工振興課	「高等学校以降の子ども・若者の支援について語らう会」  子ども未来部子ども青少年政策課 子どもの育ち見守り室 相談対応を担当

#### 外部団体

【公的団体】	【NPO/民間団体等】	【住民団体・活動】
警察署 公共職業安定所 子ども家庭センター	医師会 保護司会 社会福祉協議会 人権まちづくり協会	不登校・ひきこもり家族会連絡会 民生委員 児童委員協議会 青少年育成指導員連絡協議会

日々直接的に相談窓口対応にあたっている窓口の実務担当部署が主導

中学高校以降の支援についてセーフティネットとなっている関係機関で構成し、議題に合わせてメンバーを調整。

既存PF外へも声掛けし、大阪府立枚方高等学校 SSW が参加。

府孤準第9号  
令和6年2月2日

各都道府県  
各政令指定都市  
各市区町村

孤独・孤立対策担当部局長 殿

内閣府  
孤独・孤立対策推進法施行準備室長  
( 公印省略 )

孤独・孤立対策地域協議会の設置及び運営に関するガイドラインの策定について（通知）

平素より、孤独・孤立対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和6年4月1日から施行される孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、各地域において、個々の当事者等への支援の内容について協議する、孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めるものとされています。

これを踏まえ、孤独・孤立対策地域協議会の目的や留意点等について別添のとおり取りまとめたので、十分御了知の上、関係者に対する周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

(別添)

## 孤独・孤立対策推進法第15条第1項に規定する孤独・孤立対策地域協議会の設置及び運営に関するガイドライン

1	孤独・孤立対策地域協議会について .....	2
(1)	孤独・孤立対策地域協議会の趣旨・概要 .....	2
(2)	協議会の意義 .....	3
2	協議会の運営方法について .....	4
(1)	協議会で取り扱う事例 .....	4
(2)	協議会の構成機関等 .....	5
(3)	構成機関等の役割 .....	6
(4)	孤独・孤立対策調整機関の役割及び想定される主体 .....	7
(5)	他の会議体の活用 .....	8
(6)	協議会の開催頻度 .....	9
(7)	協議会の開催方法 .....	9
3	個人情報について .....	11
(1)	個人情報保護法における、個人データの第三者提供について .....	11
(2)	協議会における個人情報の取扱い .....	12
(3)	各構成機関等における個人データの第三者提供について .....	13
(4)	情報の安全管理 .....	16
4	秘密保持義務について .....	16
(1)	秘密保持義務の趣旨 .....	16
(2)	秘密保持義務違反となる場合 .....	17
5	協議会設置の準備及び円滑に進めるための工夫等 .....	17
(1)	協議会の設置の準備 .....	17
(2)	協議会の設置要綱の作成 .....	18
(3)	公示 .....	19

## 1 孤独・孤立対策地域協議会について

### (1) 孤独・孤立対策地域協議会の趣旨・概要

法第15条第1項に基づく孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）は、各地域において、個々の当事者等への具体的な支援内容について、協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）の間で協議する場である。孤独・孤立の問題は、複合的な要因を背景として多様な形でニーズが想定され、当事者等の状況に応じて多様なアプローチや手法により分野横断的な対応が求められることから、協議会では、地域における当事者等への支援に携わる様々な関係者のネットワークの下、構成機関等が、共通の情報及び認識の下で、当事者等への個々の支援を円滑に行えることが重要である。

また、一般に、「孤独」は主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることや、孤独・孤立対策は当事者等の立場にたって行われるものであることから、支援に当たって必要となる当事者等の個人情報については、原則として、本人の同意を得た上で協議会の構成機関等が共有することになる。一方、支援の必要性及び協議会で支援を議論する必要性があるにもかかわらず、当事者等が個人情報の提供に同意することができないやむを得ない事情がある場合には、例外的に本人の同意がない中で協議会の構成機関等が当事者等の個人情報を共有することも想定される。いずれの場合においても、協議会の構成機関等が必要な個人情報を共有した上で支援を行うこととなることから、構成機関等同士が安心して孤独・孤立に関する情報の共有、支援内容の協議、支援体制の検討等を行うため、協議会の事務に従事する者又は従事していた者に対しては秘密保持義務を設けたところである。

この協議会が各地域で効果的に機能することにより、関係機関等の狭間で適切な支援が行われないといった事例の発生を防止するとともに、孤独・孤立の状態にある方など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげ、多様なアプローチによる支援を行うことを可能とする重要な一手法となることが期待される。

また、協議会は、行政内部の関係部署も含めて、多くの関係機関・関係者から構成される。創設の狙いが、孤独・孤立の問題は、複合的な要因を背景とした課題を抱える者やその世帯に関する情報共有の仕組み作りにあることや、その後の支援を効果的かつ円滑に行う必要性、複雑化・複合化した課題を抱える人に関する個人情報の適切な管理が求められることも踏まえれば、会議の運営については、市町村が行なうことが望ましい。また、複数の市町村で共同して協議会を設置することや、都道府県と市町村が共同して協議会を設置することも差し支えない。

都道府県と市町村との役割分担は、住民に対する個別具体的な支援は身近な市町村で行い、都道府県はそのバックアップをするという一般的な原則を基本とすべきであるが、各地域の実情によっては協議会の設置に至らない市町村も存在しうると考えられるので、市町村が協議会を設置しているかどうかにより、都道府県と市町村との関係は例えば次のように考えられる。

#### ①協議会を設置している市町村と都道府県との関係

この場合、都道府県で協議会を設置する場合の機能としては、例えば、

- ・市町村の協議会だけで扱うことが困難なケースがある場合に相談を受け付けることや、移管すること
- ・必要に応じて、市町村の協議会に対して助言することや、市町村の協議会での会議に都道府県に在職する専門職を派遣すること

が考えられる。

#### ②協議会を設置していない市町村と都道府県の関係

この場合、都道府県で協議会を設置する場合の機能としては、未設置市町村で生じる問題への対応であるが、当該市町村の担当部局が構成機関等として参加することが考えられる。

また、①②いずれの場合も、精神保健福祉センターや婦人相談所などの都道府県レベルで設置される既存の関係機関に寄せられる相談を発端としたケースや当該関係機関・団体相互の連携強化を担保することが都道府県の協議会の役割として考えられる。

「協議会」という名称については、その目的や機能を踏まえた会議の運営がなされている場合には、地域の実情に応じて、関係者が理解しやすい名称に変更することは差し支えない。既存の協議会を活用する場合には、当該協議会の名称を変更せずに、法に基づく協議会の機能を追加することも考えられる。この場合でも、地方公共団体で作成する協議会の要綱等に、法に基づく会議体であることを示し、位置付けを明確にすることが必要となることに留意されたい。

なお、協議会の名称については、内閣府令で定めるところにより公示すべき事項の一つとなっている。

### (2) 協議会の意義

協議会は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るために、構成機関等が情報を共有し適切な連携の下で対応していくものであり、以下の効果が期待される。

- ① 孤独・孤立対策や既存の制度による支援につながっていないが、支援が

必要と思われる相談者を早期に発見することができる。

- ② 既存の制度による支援につながっているが、孤独・孤立の観点の支援を行うことで、当事者等の課題の解決が促進される可能性がある。
- ③ 相談があった者に対する支援のあり方について多角的に議論でき、多様なアプローチによる支援を可能とする。
- ④ 各構成機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。
- ⑤ 情報の共有化を通じて、それぞれの構成機関等の間で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。
- ⑥ 構成機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができ、支援を受ける人やその世帯にとって適切なタイミングでよりよい支援が受けやすくなる。
- ⑦ 構成機関等が分担をしあって個別の事例に早期に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かちあうことができる。

## 2 協議会の運営方法について

### (1) 協議会で取り扱う事例

協議会における情報共有及び支援の協議の対象となりうる当事者等については、例えば、地方自治体や民間の支援団体の相談窓口を訪れた者、構成機関等が日常的な業務を行う中で孤独・孤立の問題があり得ると把握した者、既存の地方自治体と民間の連携協定等に基づき、地域住民又は新聞配達所、郵便局、消費生活協同組合、ガス・電気等の供給事業者など個別訪問等により市民の日常生活に関わる事業所からの情報などを契機として構成機関等が把握した者が想定される。

これらの者のうち、孤独・孤立の状態となるおそれのある者や孤独・孤立の状態であることが疑われる者に対しては、原則、構成機関等から、地域の居場所や活用できるサービスを紹介することや、あらかじめ協議会の構成機関等に当該者の情報を共有することについての本人の同意を得た上で、協議会で情報共有や支援の内容を協議の上、支援を行うこととする。本人の同意が得られない場合であっても、構成機関等においては、本人の同意を得られるよう引き続き丁寧に説明するほか、地域の居場所や活用できるサービスを紹介することとする。

しかしながら、一部のやむを得ないケースにおいては、本人の同意を得ずに、当該者の個人情報を協議会の構成機関等に共有し、情報共有の要請やその要請に基づく他の構成機関等からの情報共有、支援の内容を協議することが可能となる場合がありうる。詳細は、3(1)を参照されたい。

## (2) 協議会の構成機関等

協議会の構成機関等については、法第15条第1項にあるように、当事者等に対する支援に関する機関及び団体、支援に関する職務に従事する者その他の関係者である。具体的に想定される者としては、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参加する関係機関等（地方公共団体、保健・医療・福祉等の専門機関及び専門職、社会福祉法人、社会福祉協議会、更生保護法人、学校及び教育関係者、NPO、住民組織、民生委員・児童委員、保護司、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人）、ボランティア、既存の会議体の構成団体等、中間支援団体、社会貢献活動に意欲のある地元企業や経済団体、消費生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働者協同組合、スポーツを通じた地域住民の交流や文化芸術活動等に取り組む市民活動団体等）のうち、地方自治体の中で当事者等へ専門性の高い支援を行う関係部署、社会福祉協議会、社会福祉法人、当事者等を支援するNPOなど、特に個々の当事者等への支援に関する各種団体等である。地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参加していない関係機関等の中から協議会の構成機関等を選定することも可能であるが、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの目的（地方公共団体及び地域の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するためのもの）に鑑み、可能な限り、協議会の構成機関等となる者には、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参加してもらうよう働きかけることが望ましい。

さらに、支援を必要としている人を確実に支援につなげ、しっかりと伴走していくためには、生活になんらかの課題を抱えた人が相談に訪れる各地方自治体の福祉、就労、税務、住宅などの関係部局の職員はもとより、相談窓口を有する民間の支援団体、行政では把握が難しい地域住民の些細な変化に気づくことができると考えられる公的サービスの提供機関、介護保険法に基づく訪問介護・訪問看護等を行う民間のサービス提供事業者、新聞配達所、郵便局、ガス・電気等の供給事業者など個別訪問により市民の日常生活に関わる事業所など地域の関係機関等のほか、地域に根ざした活動を行っている者（例えば、民生委員・児童委員、保護司、地域住民の方々など）も構成機関等とすることが考えられる。特に、複合的な要因を背景とした課題を抱えている者に対しては、他の既存の会議体（2（5）参照）とともに支援を行うことも想定されるため、こうした会議体を運営する担当部署や機関を、協議会の構成機関等に含めるこ

とも、円滑な支援に資するものと考えられる。

ただし、こうした生活に課題を抱えた人たちの存在を把握する経路については、地域の社会資源等の整備状況や地域コミュニティの状況、諸機関との関係性等に応じて多様であることから、まずは、上記も参照の上、地方自治体において、地域において構成機関等とすべきサービスや事業、各種の取組を洗い出し整理することが、構成機関等の人選を考える上での第一歩になるものと考えられる。

また、情報共有を行う対象者ごとにその関係者の範囲も異なることが考えられること、地域の多様な主体を網羅的にカバーしようとすると会議体の規模が大きくなりすぎることから、効率的・効果的な運営の観点から、協議会の事務に従事する者又は従事していた者それぞれに秘密保持義務が課されることを前提として、案件や開催時期によって協議会の構成機関等を変えることも可能である。

また、構成機関等でない関係機関等が保有している情報が必要と判断されるような場合には、その関係機関等に構成機関等になっていただくことが望ましい。

なお、実施にあたっては、例えば、行政区ごとなどで複数の協議会を組織することや、全ての構成機関等が参加する会議とは別に、特定の事例ごとに実務者レベルで開催する会議を組織するなど二層構造とすることも可能である。

### (3) 構成機関等の役割

#### ア 当事者等へ、地域の居場所や活用できるサービスを紹介

各所属機関において日常的な業務を行う中で把握した、孤独・孤立の状態となるおそれのある者又は孤独・孤立の状態にある者に対して、まずは地域の居場所や活用できるサービスを紹介する。なお、この際、孤独・孤立に関して当事者等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様であること、孤独・孤立対策は当事者等の立場にたって行われるものであることから、支援を押し付けないように留意すること。

#### イ 協議会で議論すべき事案の情報提供・情報共有

孤独・孤立の状態にある者について、原則は同意を得た上で、当該当事者等の情報の共有を図ることにより、関係者の間で共通の問題意識やそれぞれの役割分担について共通の理解を得られるようにする。

#### ウ 見守りと支援方針の理解

構成機関等の役割分担を通じて、それぞれの構成機関等が責任をもって関

わることのできる体制を構築する。事案の内容によっては、構成機関等が各々の権限の範囲内で継続的な見守りを実施したり、所属機関の中で支援体制を構築する役割を担うことが期待される。また、必要に応じて、複数の構成機関等から情報収集を行い、各々が持っている情報を集約し、包括的に世帯の状況を把握した上で、構成機関等が共通の認識の下で支援方針の明確化等を行う。

## エ 緊急性がある事案への対応

緊急の支援が必要な場合には、事案の主担当となる構成機関等が他の構成機関等と連携して支援に当たるものとする。

なお、緊急の支援が必要な場合とは、栄養状態が悪く衰弱している場合や、重篤な疾患等により、急迫した状態にあり、緊急に医療機関につなぐことが必要な場合等があげられる。また、虐待やDVを受けていると疑われる場合にも、緊急の対応が必要になることがあり、とりわけ、事件性が疑われる場合には、警察に協力を依頼することも検討する必要がある。

### (4) 孤独・孤立対策調整機関の役割及び想定される主体

孤独・孤立対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じてほかの構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等の相互連絡調整を行うものである（法第17条第2項）。具体的には、多くの構成機関等から構成される協議会が効果的に機能するために協議会の事務局機能を果たし、運営の中核として支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて他の構成機関等との連絡調整を行うことをその役割とする。

調整機関の指定は任意であり、また、構成機関等相互の連絡調整等に係る責任体制の明確化が重要であるという観点から構成機関等のうちから一の機関又は団体を指定できることとするものである。地方自治体において、当該調整機関の役割や設置趣旨を踏まえつつ、その地域の実情に応じて、指定の必要性や指定する者を検討すること。

また、調整機関として指定される構成機関等は、例えば、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の民間事業者、社会福祉協議会、地方公共団体の担当部署等が想定される。

調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

- ①協議会に関する事務の総括
- ②支援の実施状況の進行管理
- ③個々のケースに関する構成機関等との連絡調整

また、調整機関が地方公共団体の担当部署以外の者である場合は、議事録の作成、資料の保管、記録の管理等の庶務は、地方公共団体の担当部署が担うといった役割分担をすることもできる。

#### (5) 他の会議体の活用

地域には、例えば、

- ・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づく支援会議
- ・生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく支援会議
- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域ケア会議
- ・子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）に基づく子ども・若者支援地域協議会
- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく要保護児童対策地域協議会
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく（自立支援）協議会
- ・消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づく消費者安全確保地域協議会
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）に基づく支援調整会議（令和 6 年 4 月 1 日施行）
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）に基づく協議会（令和 6 年 4 月 1 日施行）

など様々な他の会議体が存在している。新たに協議会を立ち上げるほか、こうした既存の会議体に機能を追加することや、これらの会議と時間を切り分ける等した上で、協議会として活用することも効果的・効率的であると考えられる。また、新たに協議会を立ち上げた場合も、既存の会議体と一体的に開催することも考えられる。特に、重層的支援体制整備事業は、市町村において包括的な支援体制の構築を図るものであり、その支援機関等も分野を超えた部局横断的・多様な民間団体が想定されている観点から孤独・孤立対策と親和性が強いところ、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の支援会議が設置されている場合は当該会議体の活用や、今後設置することを検討している場合にはセットで立ち上げることも有力な選択肢である。

既存の会議体の具体的な活用方法については、各地方公共団体における各会議体の構成員の状況等も踏まえて検討されたい。

既存の会議体を活用する場合には、協議会の事務に従事する者又は従事していた者に対する秘密保持義務を始めとした各法令に規定された事項、それぞれの会議体の目的及び役割等の相違を十分に理解した上で適切な運営がなされ

るよう、配慮する必要がある。

#### (6) 協議会の開催頻度

協議会の開催は、開催月や開催曜日等をあらかじめ設定する定例開催と非定例で行う隨時開催の方法がある。

定例開催の利点としては、協議会が、2の(2)のとおり、多様な関係者により構成されることが想定されることから、構成機関等が予定を立てやすく日程調整の手間が比較的少ないとことや、定期的に開催されているため、相談事例を持ち込みやすい環境となること、一度の開催で効率的に個別の事案の共有が図られること等が考えられる。

一方、隨時開催の利点としては、柔軟な開催を行うことができることや、緊急性の高い事案に対し迅速な対応ができること等が考えられる。

事務を実施する市町村においては、それぞれの開催方法の利点等を踏まえつつ、地域の実情に応じて構成機関等の合意を得ながら、協議会の開催方法や頻度を決定することが適当である。

地域の実情に応じて開催方法等を決定することを前提として、例えば、特定の曜日等を設定するなど多くの構成機関等の参加による積極的な情報交換や連携、また、多様な視点からの支援方法の検討が期待できる定例開催を基本としつつ、緊急性の高い事案が発生した場合には、隨時開催による柔軟な開催を可能としておくなどの方法も考えられる。

また、開催の頻度についても、2の(5)に例示する他の法律に基づく類似の会議の開催頻度も参考にしつつ、適切な開催頻度を設定することが考えられる。また、協議会を開催する中で、協議会において情報共有を行う事案の件数等も踏まえ、構成機関等の合意を得ながら、頻度の標準化を図っていくことも望まれる。しかしながら、長期にわたり開催されないこととなるいよう、留意されたい。

#### (7) 協議会の開催方法

##### ①構成機関等への出席依頼

協議会の参加者は、毎回同じ構成機関等とする場合と、会議に諮る事案や開催時期等によって構成機関等を異なるものとする場合が考えられる。

構成機関等との関係性など地域の実情に応じて効率的・効果的な方法により実施することが望ましいが、いずれの方法であっても、構成機関等の積極的な参加と適切な情報共有、見守り等も含め、支援のネットワークを作るために適切な構成機関等が参加できるように配慮する必要がある。

また、事案によって参加する構成機関等を変更する場合には、新たに会議に参加する構成機関等に対して、会議の運営主体から事前に会議の趣旨や参加の意義を明確に伝えることが求められる。参加者が事前に求められる役割を理解しておくことで、心構えができ、より円滑かつ効果的な会議の運営が可能になることを期待する。

#### ②取り上げる事例の選定

調整機関又は一の構成機関等が中心となって、取り上げる事例を事前に集約して会議の中で取り上げる方法に加え、事案が少ない場合や特定の分野に偏る傾向が見られる場合には、新たな問題意識を醸成するために、テーマを設定して取り上げる事案の内容を拡げる等の方法が考えられる。

どのような事案を選定するかについては、それぞれの構成機関等の問題意識や地域性等も反映されることから、取り上げる事案に漏れがないか、見落としている事案がないかなど定期的に確認・協議することが必要となる。

#### ③資料の準備等

必要な資料は、事案の内容や対象者によって異なるが、②で選定した事例に関する資料やこれまで協議会で取り上げた事例の支援経過に関する資料のほか、構成機関等が現に支援している困難事案に関する資料等を準備しておくことが考えられる。特に本人の同意を得ずに情報を共有する場合には、情報共有を行う機関の範囲、共有する情報の内容を必要最小限とするよう留意すること。

なお、協議会で取り上げた事例等に関する会議内容の振り返りや構成機関等の役割と支援の方向性、次回会議の日程など決定事項を明確にする観点から、毎回、会議録を作成し、その内容を構成機関等の間で共有することが望ましい。

#### ④会議の実施後

本人の同意を得ずに情報共有を行った場合であって、議論の結果まずは同意を得ることが適当である又はそもそも介入を行うことが適当ではないという結論に至った場合には、速やかに、共有されたデータの消去や関係書類の破棄を行うこと。また、本人の同意を得て情報共有を行った場合も、当該情報を利用する必要がなくなったときは、本人同意の内容を踏まえて適切に削除等を行うこと。

議論の結果介入を行うことが適當という結論に至った場合、共有された情報を活用して、構成機関等が対象となる当事者等にアウトリーチを行うことは、支援につなげるための積極的な支援手段の一つである。

しかしながら、特に本人同意が得られていない事案に関しては、本人の同意がない中で「家庭」や「居場所」といった個人のプライベートな領域への介入を行ったり、構成機関等との信頼関係が構築されていない段階でむやみに干渉することで、本人にとっての不利益を生み出す結果となる可能性も否定できない。どのような方法で支援につなげるかについては、協議会で得られた情報が本人の同意を得られていないこと及び考えられる背景を十分に認識した上で、多様な関係者や有識者も交えて、当事者の負担感や抵抗感にも配慮したアプローチや支援手法を慎重に検討し、一定の時間をかけて信頼関係を構築していくプロセスが必要となる。特に、個人情報の利用目的を本人に通知・公表することにより、その後の支援（情報提供元となった構成機関等からの支援を含む。）を合理的な理由なく拒むおそれがある場合、支援が困難となることにより本人等の生命、身体又は財産を害するおそれがある場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第21条第4項第1号に基づき、当該利用目的の通知等を不要とすることも考えられる。

また、支援につなげた場合であっても短期間で成果を上げることが難しいケースもあるため、協議会の中でモニタリングの時期をあらかじめ設定し、会議の実施後においても、事案の情報提供者から経過や変化を報告してもらうこと等により、構成機関等と定期的に情報を共有したり、見守りの方法等について軌道修正することが重要である。

このようなモニタリングによって、新たな課題が発見され会議への理解を深めたり、参加者の意欲を高めるだけでなく、自分たちでより良い地域を創っていくこうといった意識を醸成することにもつながることが期待される。

### 3 個人情報について

#### （1）個人情報保護法における、個人データの第三者提供について

個人情報保護法は、「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律である。個人情報を活用することで、他の構成機関等が当該当事者等に関して保有している情報と突合し、包括的に当該当事者等の状況を把握した上で、支援の要否や各構成機関等の役割分担について検討できるという有用性がある一方、個人の権利利益の保護も重要であるため、協議会においても個人情報保護法に則った個

人情報の適正な取扱いが必要である。

個人情報保護法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる情報をいう。これには、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも含まれる。

個人情報保護法上、個人情報取扱事業者（個人情報データベース等を事業の用に供している者。「事業の用に供している」とは一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為、社会通念上事業と認められるもので、営利、非営利を問わない。）は、あらかじめ本人（家族等に関する情報の場合は当該家族等本人を含む。）の同意を得た場合、又は本人の同意を得ない場合であっても、個人情報保護法第27条第1項各号に規定する場合は、個人データを第三者に提供することができるとされている。

○個人情報保護法

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2～6 （略）

（2）協議会における個人情報の取扱い

協議会で取り扱う個人情報としては、孤独・孤立の状態にある当事者等の氏

名、住所・居所、連絡先等の基礎的な情報のほか、家族の状況、勤務先、収入・支出の概況、就労や社会的な活動への参加の有無、利用しているサービス、精神的・身体的な疾患やそれをうかがわせる症状等が考えられるが、当該当事者等が孤独・孤立の状態を脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標とした必要な支援を講じるために必要最小限の情報に限定することとする。

協議会における個人情報の取扱い主体は、協議会の構成員である構成機関等に限られる。また、協議会の構成機関等が取得した個人情報の取扱いは、孤独・孤立の状態にあると疑われる方に対する支援のために必要な情報の交換を行うとともに、孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標とした必要な支援に関する検討を行う場合に限って取り扱うこととする。具体的に想定される取扱いは下記のとおり。

- 構成機関等が通常の業務を行う中で把握した、孤独・孤立の状態にあることがうかがわれ、速やかに介入しなければ当該者等の生命・身体又は財産に危険が見込まれることから通常の判断能力を有する一般人であれば支援を求めることが想定される状態にある事案に関して、対象者の個人情報を共有することにより、他の構成機関等が当該当事者等に関して保有している情報と突合し、包括的に当該当事者等の状況を把握した上で、支援の要否や各構成機関等の役割分担について検討する。
- 対象者の個人情報の共有に当たっては、事案を把握した構成機関等、調整機関又は一の構成機関等に参加者を限定した協議会の中で、まずは事案を把握した構成機関等が、調整機関又は一の構成機関等に当該対象者について協議会で取り上げたい旨を相談し、当該対象者の状態を踏まえて情報を共有する構成機関等の範囲を決定の上、必要な参加者を募集して協議会を開催し、構成機関等の中でも必要最小限の範囲内で情報を共有することとする。
- 協議会における検討を踏まえ、当該当事者等の個人情報を活用し、構成機関等の中で支援体制の構築や、構成機関が各自の権限の範囲内での継続的な見守り、構成機関等によるアウトリーチを行う。

### (3) 各構成機関等における個人データの第三者提供について

各構成機関等が協議会において個人データを提供することについて、具体的には、以下のケースが考えられる。

#### ①法令に基づく場合（個人情報保護法第27条第1項第1号）

協議会で取り扱う場合としては、孤独・孤立の状態であることが強く疑われる者について、以下の i ~ iii の要件の全てを満たすと構成機関等が判

断した場合には、例外的に、法第16条第3項に基づき、あらかじめ本人の同意を得ずに、当該者の個人情報を協議会の構成機関等に共有し、追加の情報共有の要請に基づく他の構成機関等からの情報共有を行うことが可能である。

( i ) 本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意を得られない場合

例えば、本人に認知症や他の精神的な疾患、高次脳機能障害、知的・発達障害等をうかがわせる症状・兆候等があり（※1）、その認知機能に支障があることが疑われる場合等には、判断能力が不十分であると推察され、自身の状況を客観的に判断できず、本人同意を取得することが困難である可能性があるものと考えられる。この場合であっても、まずは相談窓口のチラシを渡すなどして相談を勧奨することが望ましいが、速やかに介入しなければ生命・身体又は財産に危険が見込まれるような場合の状態であるにも関わらず、通常の判断能力を有する一般人が理解可能な合理的な理由なくこれを拒むような場合には、判断能力が不十分で同意取得が困難なものと考えられる。また、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者の同意が必要となるが、親権者が上記のような判断能力不十分な状態にある場合には、同意を得ることが困難となる場合も考えられる。このほか、本人が自宅等にひきこもっている場合等（※2）で、判断能力の有無を判断することすら困難であることにより、本人同意の取得が期待しがたいケースも想定される。

※1 必ずしも医師による疾患の確定診断や成年後見等に関する審判の確定等がある場合でなくとも、その時点における本人の状態からこうした症状・兆候等があると、通常の判断能力を有する一般人が判断した場合も含まれる。

※2 例えば、家に人の気配があり本人が在宅していることが明らかなタイミングに複数回訪問してチャイムを鳴らし接触を試みるが、いずれも反応がなく接触が難しい場合など。

( ii ) 速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合

例えば、著しく不衛生な家屋に居住している場合、衣類や身体の著しい不衛生の放置がみられる場合、必要な介護や福祉サービスの拒否がある場合、必要な受診又は治療の拒否がある場合、電気・水道・ガス等の

未払い又は滞納を原因として供給停止となっている又はその可能性が高い場合、自殺念慮や著しい自傷・他害がある又はそれを疑う言動が見られる場合、又は十分な食事をとることができないことにより健康を害している様子である場合等であって、この状態が続くことで、本人、その家族又は近隣住民の生命、身体又は財産への危険が及ぶことが想定されるものと、およそ通常一般人の判断能力をもってすれば判断可能である場合である。

(iii) 協議会の構成機関等の間で情報共有する必要がある場合

例えば、当事者等の当該事案を把握した構成機関等が、当該状況の改善に向けて当該構成機関等のみで対応することでは生命・身体又は財産の危険に対処できない場合や、当該構成機関等が有する情報だけでは対処方法を検討するために必要な情報が不足しており、他の構成機関等の情報と突合する必要がある場合、当事者等に複合的な課題が生じており、複数の主体で対応することが必要である場合等であって、協議会で協議することで生命・身体又は財産の保護に資することが見込まれる場合である。

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（個人情報保護法第27条第1項第2号）

人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益の保護が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

例えば、栄養状態が悪く衰弱している場合や、重篤な疾患等により急迫した状態にある場合、虐待やDVを受けていると疑われる場合については、当該規定に基づき、緊急の対応として、速やかに医療機関、消防、警察に情報提供することも考えられる。

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（個人情報保護法第27条第1項第3号）

公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

なお、上記は孤独・孤立の状態となるおそれのある者又は孤独・孤立の状態にある者のみを本人とする個人データを第三者提供する場合の記載であり、家族等を本人とする個人データを第三者提供する場合は、原則として、当該家族等の同意を得なければならない。

また、上記は構成機関等が個人情報取扱事業者に該当する場合の記載であり、構成機関等が行政機関等(個人情報保護法第2条第11項)に該当する場合は、個人情報取扱事業者とは異なる規定(個人情報保護法第5章)が適用されるものである。

このほか、個人情報保護法に関する解説については、個人情報の保護に関する法律についての各種ガイドライン・Q&A等を参照すること。

URL [https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#anc\\_Guide](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#anc_Guide)

#### (4) 情報の安全管理

協議会の庶務を担う者はもとより、構成機関等においても、個人情報保護法に基づき、必要かつ適切な安全管理措置を講じる必要がある。例えば、協議会で配布された個人情報が記載された書類は、会議終了後、その場で廃棄することを原則とするか、あるいは、施錠可能な場所で保管し、必要な場合に限り取り出して利用する等の適切な方法により管理すること等が考えられる。

また、庶務を担う者においては、協議会の事務に従事する者又は従事していた者の秘密保持義務と情報管理方法を書面化し、構成機関等への周知徹底を図るとともに、必要に応じて、構成機関等における情報の管理状況を確認し、情報の漏えい等が疑われる場合等には、迅速に適切な措置を講ずる必要がある。

個人情報の漏えい等が発生した場合の対応については、以下の「漏えい等の対応とお役立ち資料」を参照すること。

URL <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#executive>

## 4 秘密保持義務について

### (1) 秘密保持義務の趣旨

協議会は、協議会の事務(調整機関としての事務を含む。)に従事する者又は従事していた者に対して秘密保持義務をかけることによって、構成機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを設けたものである。

協議会がこうした法の企図した機能を發揮し、孤独・孤立対策を推進するための必要な連携及び協働の円滑な実施を図り、必要な支援体制にかかる検討を

早期かつ適切に行えるようにするために、法第 18 条に基づき、全ての協議会の事務に従事する者又は従事していた者がこうした秘密保持義務を課される趣旨やそのルールに関する基本的な考え方をきちんと理解した上で会議に参加することが基本となる。

また、協議会を設置・運営する地方公共団体は、会議の構成機関等から地域の課題を抱えた方の情報を可能な限り早期にかつ幅広く集約できるようにするため、構成機関等が安心して情報を提供できるような実効性の高い仕組み・体制を構築することが必要である。

## (2) 秘密保持義務違反となる場合

協議会で取り扱われる情報は、個人情報の機密性の高い情報が多く含まれているため、協議会の中で知り得た秘密が外部に漏れることは、本人に対する重大な不利益になり得るとともに、孤独・孤立対策そのものへの信頼性を損なう事態を招くおそれがある。

このため、法第 18 条では、個人情報の漏洩を防止するための措置として、「協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」と規定され、協議会の構成機関等が正当な理由なく、協議会の中で共有された孤独・孤立のおそれがある相談者に関する個人情報を協議会の外へ漏洩させるなど秘密保持義務に違反した場合には、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処される（法第 28 条）といった罰則を伴う秘密保持義務が規定されている。

ここでいう「正当な理由」については、協議会の適正な運営という観点から協議会を組織する地方公共団体においてその判断がなされるものと考えているが、一般的には協議会の事務に従事する者又は従事していた者による情報提供が、例えば、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 34 条など他の法令に基づき実施されている場合や本人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合が考えられる。

# 5 協議会設置の準備及び円滑に進めるための工夫等

## (1) 協議会の設置の準備

構成機関等によって、協議会が担うべき役割等に関するイメージに相違がある場合も考えられることから、協議会の設置に先立ち、協議会を組織し主導する地方公共団体の担当部署が、構成機関等となり得る関係者を対象として準備会を開催し、協議会の組織や運営の基本的な部分について、十分に説明し、協議・調整することが望ましい。

また、協議会の事務に従事する者又は従事していた者には、罰則を伴う秘密保持義務が課されることから、協議会への参加に際しては、2の(3)の構成機関等の役割のほか、3の個人情報の適正な取扱いや秘密保持義務の内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ説明しておくことが、効果的・効率的な会議運営に資するほか、構成機関等となった後のトラブルを未然に防止する上でも適当である。

## (2) 協議会の設置要綱の作成

法第19条の規定により、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は協議会が定めることとされているため、地方公共団体は協議会の設立に先立って、(1)の準備会等で決定した協議会の設置の目的や所掌事項等の基本的事項について、設置要綱として、文書化、制度化しておくことが適当である。なお、他の会議体を活用する場合には、当該会議体の設置要綱の一部改正により協議会を設置することとしても差し支えない。

設置要綱の内容は、地域の実情に応じたものとなるが、次のような内容が考えられる。

なお、巻末に参考資料として、協議会の設置要綱の例を掲載しているので参考にされたい。

### ① 設置

法第15条第1項において、地方公共団体は、当事者等に対する支援に関する機関及び団体、支援に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を組織するよう努めるものとされている。

### ② 取組内容・所掌事項

法第16条第1項においては、協議会は孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとされている。これに加えて、協議会やその準備会において協議し、決定した具体的な内容を記載することが考えられる。また、法第16条第3項において、協議会は、情報の交換及び協議を行うために必要があるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認められるときは、構成機関等に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができることとされている。

### ③ 組織

構成機関等については、2の(2)を参照。また、協議会を複層的な構造とする場合には、その旨を定めることも考えられる。

### ④ 調整機関

調整機関については、2の（4）を参照。また、調整機関が行う事務も記載することが考えられる。

⑤ 運営

例えば、以下のような事項を記載することが考えられる。

- 協議会の招集方法や開催頻度（定例開催の場合）
- 必要に応じて、担当者レベルでの会議を開催すること
- 必要に応じて、構成機関等に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができること

⑥ 秘密保持義務

協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務があり（法第18条）、これに違反した場合には、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されることがある旨を記載する（法第28条）。協議会の事務に従事する者又は従事していた者が罰則を伴う秘密保持義務の存在及びその内容を十分認識した上で協議会に参加するよう、設置要綱においても明記すべきである。

⑦ 庶務

協議会の庶務を処理する地方公共団体の担当部署名等を記載する。

⑧ その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める旨を記載することが考えられる。

（3）公示

地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令（孤独・孤立対策推進法施行規則（令和6年内閣府令第1号。以下「規則」という。））で定めるところにより、その旨を公示しなければならない（法第15条第2項）。

具体的には、規則で定めるとおり、

- ①孤独・孤立対策地域協議会を設置した旨（規則第1号）
- ②当該孤独・孤立対策地域協議会の名称（規則第2号）
- ③当該孤独・孤立対策地域協議会に係る法第17条第1項に規定する孤独・孤立対策調整機関を指定したときは、その名称（規則第3号）
- ④当該孤独・孤立対策地域協議会を構成する法第15条第1項に規定する関係機関等の名称等（規則第4号）

を公示することが必要である。

ここで、「公示」とは、「一定の事項を周知させるために、一般公衆がこれを知ることのできる状態に置くこと。」であり、特に形式の定めはない。そこ

で、公示は、地方公共団体の広報紙やホームページへの登載で行うことができる。

また、規則第4号に「名称等」とあるのは、協議会を構成する構成機関等には学識経験者等の個人が含まれることも考えられ、この場合には、これらの者の「氏名」が公示事項となるからである。

ただし、これらの個人資格での参加者については、「〇〇知事（市町村長）が指定する者」という形で公示することにより、個人名を公示することなく、構成機関等とすることが可能である。加えて、DVと関係する事案等、当事者等の保護の観点から構成機関等の名称等を公表すべきでない事情がある場合には、保護を行う構成機関等についても同様に「〇〇知事（市町村長）が指定する者」という形で公示し、名称等を公示しないこととすることも考えられる。秘密保持義務を課せられている対象者を特定する必要があること、また、秘密保持義務は協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者に課せられていることから、構成機関等の名簿は常に最新のものとしておくとともに、過去の名簿についても確実に保存しておく必要がある。

(参考資料)

○○○協議会設置要綱（例）

(設置)

第〇条 孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るために、孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定に基づき、○○○協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第〇条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るために必要な情報の交換
- (2) 孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るために必要な支援の内容に関する協議
- (3) その他協議会の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第〇条 協議会は、別表に掲げる関係機関に属する者その他○○が必要と認める者（以下「構成機関等」という。）をもって構成する。

(孤独・孤立対策調整機関)

第〇条 法第十七条第一項の規定に基づき、○○を孤独・孤立対策調整機関（以下「調整機関」という。）として指定する。

- 2 調整機関は次に掲げる事務を行う。
  - (1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること
  - (2) その他協議会の運営及び構成機関等が行う支援を円滑に推進するために必要な事項

(会長及び副会長)

第〇条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成機関等の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の開催)

第〇条 協議会は、会長が構成機関等を選定して招集する。

2 協議会の開催及び協議会の資料は非公開とする。

(意見の聴取等)

第〇条 会長は、第〇条に掲げる事務を行うために必要があると認めるときは、構成機関等に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第〇条 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第二十八条の規定により、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(庶務)

第〇条 協議会の庶務は、〇〇が処理する。

(雑則)

第〇条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表（第〇条関係）

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では狭間のニーズへの対応などに課題がある。  
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において属性を問わない包括的な支援体制を構築できるよう、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施。

## 事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施。
- 希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

## 重層的支援体制整備事業の全体像

